

平成23年第2回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成23年6月 9日

閉 会 平成23年6月15日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（6月14日）

出席議員 8名

1番	久 慈 修 一 君	2番	藤 田 修 一 君
3番	森 弘 美 君	4番	坂 本 豊 君
5番	久 慈 省 悟 君	6番	青 木 倉 元 君
7番	山 舘 清 剛 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆 君
教 育 長	八 戸 良 幸 君
会 計 管 理 者	木 村 春 美 君
総 務 課 長	八 戸 純 一 君
税務課長兼ふれあい センター事務局長	芳 賀 作 君
住 民 課 長	越 田 茂 弘 君
健 康 福 祉 課 長	浜 田 亮 君
教 育 課 長	坂 本 勝 教 君
産 業 振 興 課 長	坂 本 亮 君
建 設 課 長	柿 崎 真 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 本 勲 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長 川崎 清春 君
議会事務局 主幹 中川 孝治 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

1 番 久 慈 修 一 君
2 番 藤 田 修 一 君

議事日程 (第2号)

第 1 一般質問 4 番 坂本 豊 議員
第 2 一般質問 5 番 久慈省悟 議員
第 3 一般質問 1 番 久慈修一 議員
第 4 一般質問 3 番 森 弘美 議員

午前9時40分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 4番 坂本 豊議員

○議長（木村 修君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問は4名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、4番坂本 豊君の質問を許します。坂本議員。

○4番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

まず初めに、県内の原子力施設に対する態度について村長にお伺いをいたします。

3月11日の福島第一原発事故から3カ月がたちましたが、いまだに収束の見通しが立っておりません。恐ろしい悪夢のような原発事故が現実起きたということは、いまだに信じられないことです。しかし、事実、国が「絶対安全」と言い放ち、「事故は起こるはずがない」と言い張ってきた原発の安全神話は、もろくも崩壊をしてしまったわけです。

しかし、原発は、本当は未完成の技術で見切り発車的に建設が強行された経緯があります。使用済み核燃料の処理も未定で、保存や処理方法もいまだに決まっておりません。各原発から出る使用済み核燃料はたまる一方です。もう既に限界に来ております。

青森県に建設されている核燃料サイクル施設は、これらの使用済み核燃料を再処理をしてプルトニウムを取り出す目的ですが、高速増殖炉のもんじゅのナトリウム爆発事故以来、いまだに動いておりません。プルトニウムを燃料とする施設がないにもかかわらず、核燃サイクルをしても、たまる一方です。原爆の材料になるプルトニウムの増加は、世界からも批判があり、MOX燃料としての消費をすることに転換をしております。

福島第一原発3号機は、まさにこのMOX燃料が使用されておりました。プルトニウムが周辺から検出されておりますが、この猛毒物質は1グラムで30万人も人を殺すことができると言われております。吸い込んだらがんになるからであります。

青森県内には、核燃施設のほかに東通原発が稼働しており、東京電力も建設中です。大間原発も建設中ですが、地震大国の日本では原発は非常に危険です。金欲しさに危険きわまりない、どこでも敬遠する施設を導入する気持ちはわからないわけではありませ

んが、余りにも安易過ぎます。事故は起こる可能性があるということが今度の震災ではっきりしたわけです。原発の事故が絶対に起きないものならば、わざわざ送電線の建設に莫大な経費がかかる青森県に建設するはずがありません。東京電力ならば東京湾に原発をつくるはずであります。事故が起きたときを考えて、東京から遠いところにつくるわけです。現に福島第一原発の30キロ圏内が避難地域になっております。東京湾であれば、東京23区の住民はすべて避難をしなければならないこととなります。そのことは初めからわかっていたことです。しかし、原発が危険で事故が起きる可能性があるということを書いてしまえば、どこでも建設に名乗りを上げるところがないから、安全神話でごまかしてきたわけです。

村長にお尋ねしますが、今度の原発事故は人ごとではないわけですが、六ヶ所村の核燃施設や東通原発が陸奥湾を隔ててわずか60キロという近くにあり、そして陸奥湾の入り口に建設されている大間原発について、どのような態度を今後とるのか、まず答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 今回の事故に関しては、まことに残念なことであります。世界のすうせいも、イタリアも、ゆうべのテレビ見ましても、もう脱原発。ドイツ、スイスなどもそういう状況のようになっております。日本も、やはり今回の事故を契機に脱原発へと向かっていかなければならないのではないかなというふうに考えております。やはり自然エネルギーを最大限に活用した方向へと転換をしていかなければいけないと、こういうふうに考えます。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） ただ、脱原発の話になりますけれども、実際に原子力発電所をすべて停止した場合には電力が不足するという宣伝がなされております。きょうの東奥日報にも、原発が稼働してないために、ことしの夏に電力不足が発生するのではないかという関連の記事がありました。

しかし、私は、実際はこれは、原発なくして日本の電力はだめになるという、電力会社を中心とした一つの宣伝でしかないと考えております。2002年に東京電力が漏えい隠匿をしたときに、実は17基の原発がすべて停止をしたときに、夏のちょうど高校野球の甲子園野球が行われていたときに、原発を東京電力がすべてとめても、実際は電力不足にはならなかったという事実があるわけです。実際、原発を建設する際には1年半ぐら

いで調整などのために停止をするわけで、それを補うためにほかの火力発電所や水力発電所の建設も同時に行うということになっています。実際に30%の原発の稼働率に対して、水力や火力発電所は、それをそのために40%程度の稼働しかしていないというのが事実なわけです。ですから、原発が仮にすべてとまったとしても、火力発電所や水力発電所で補うことができるというのが私は事実ではないかと考えております。ですから、原発をとめれば電力不足になり大停電が起きるとするのは、一種の原発が必要であるということの宣伝でしかないと考えているのは、そのためであります。

ただ、今後もヨーロッパでは自然エネルギーへの転換を余儀なくされ、そしてまた、その方向に着々と進んでおります。ドイツやスイスなどもその方向に大きくかじを切ったわけです。日本もその方向に菅総理が発言をしておりましたけれども、私は、今度の事故を契機に、今建設中の大間原発や東通原発に対しては反対の態度をしていくというのが村長の立場ではないかと考えるわけですから、その態度に対して、どのような答弁をなさるのか。

もう一点であります、核燃サイクル施設の補助金は、今後は受け取らないということが必要ではないかと思えます。今までは安易にくれるものであればもらおうと。もらわなければ、ただ損になるという考え方で補助金をいただいてきたわけですが、今後は、このような核燃施設は青森県には要らないと、そういう強い方向を示すことが必要ではないかと思えますので、この核燃関連施設の補助金を受け取らないという態度に対しては、どのように考えているのか、答弁を求めたいと思えます。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） この核燃の交付金については、ずっともらってきたわけでありませう。実は今回の場合も大変我々にご迷惑をかけているわけでありませうから、もらうのが当然でございます。また、もらわないで、その額を、減額になった額を、どういうぐあいに捻出するのか。ただもらわなければいいというぐあいにはならないと思えます。もらわなければ、共産党の方でもその数千万のお金をどういうぐあいに歳入歳出をあわせていくのかということも考えるべきだと、こう思います。ただ、もらわない、もらうなということだけでは、なかなかこれ済む問題ではないと、このように考えます。（「どう東通の原発のことに対応するのか」の声あり）

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 答弁漏れありました。

その点については、やはり政府が軌道修正すると、こういうぐあいになっておりますので、恐らくそういう方向になるだろうと我々はそう思っております。それに期待をしております。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 首長としては資金のことを考えるので、財政難の折、やはりくれるものであれば、のどから手が出るほど欲しいわけですね。これはだれでも同じだと思いますけれども。しかし、今現に、福島などで原発事故に遭われた自治体は、本当にお気の毒であります。当初は誘致をしてお金もたくさん入るということで設置したわけですが、このような悲惨な事故に遭ってしまってから、住民に対しては申しわけないという気持ちでいっぱいではないのではないかと考えております。お金がすべてであって、原発をつくる、希望するところなど、どこもないわけです。それをお金でつって建設をさせたというのが事実ではないでしょうか。そういうのをわかっていながらお金をもらうということは、それを認めてしまうということになるわけですね。ですから、原発が危ない、危険だ、村民に対して申しわけないという気持ちになるならば、こういうお金は最初から取らないということにした方が私は絶対にいいと思いますよ。

これは原発の交付金などというのは、言葉は悪くなりますけれども、麻薬と同じ感じになってしまいます。現に、原発を進めている自治体は、そのお金のために、またさらに借金を重ねるといことも事実起きておまして、原発なくして、もう既に財政が成り立たないという方向にまでなっているわけですね。

ですから、建物や施設がたくさん建って、原発のお金で建っても、そこで事故が起きた場合には、もうその地域に住むこともできなくなると。基本が崩れてしまうわけで、認めないという点からいえば、やはり交付金も、私どもは村民に対して責任がとれないのでお金も要りませんという態度で示して、その核燃サイクルのお金がなければ村政が成り立たないというわけではないわけですね。

村長は、もらうものは当然であるという、それも一つの考え方だと思いますけれども、否定はしませんけれども、その核燃サイクルの施設がなければ村政が成り立たないのか、実際に。本当に村民のためにこの補助金がなければ蓬田村は運営することができないのか、この点について答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 成り立たないとかのわけじゃなくて、既にもう我々にご迷惑をか

けているわけでありますから、やはりその交付金はもらって活用するべきだと。やっぱり成り立つ、成り立たないのその究極の問題ではないと、私はそう思います。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 今までは、もらったものは仕方ないとしても、今後は受け取らないようにするという態度が私はぜひ必要でないかと思えます。

次に、防災無線の放送について質問に移らせていただきます。

防災無線の故障が直り、平常に戻りましたが、朝昼のチャイムも放送されております。この音楽で目が覚めることが多くなりましたが、実はこれが騒音だという苦情が来しました。現代の職業はさまざまですから、朝は8時、9時ころまでぐっすり寝ていたいという人もいます。雨が降っているのに、消防署の乾燥に注意をする放送も繰り返されました。これらに対しても苦情があります。人間は立場で考えが違いますので、放送が聞こえないという苦情と、騒音はやめてほしいという、相反することが寄せられ、私も困惑しております。以前は放送が聞こえない人たちの立場で質問をしたこともありました。今回は、必要がない内容の放送は極力しないでほしいという意見が寄せられましたので、質問しています。

朝6時のチャイムは、だれかの要望で放送が始まったのか、それとも施設のサービスでついているのをそのまま流しているのか、最初にお伺いをいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） お答えいたします。

朝6時の時刻を知らせるチャイムにつきましては、役場の方で夕方流しているチャイムと同じく、また昼の時間を知らせるのと同じく、この三つにつきましても役場の方で流しているということでございます。また、役場の方で時刻、朝、昼、夕方の時刻はやはり知らせるべきでないかと、屋外で働いている場合も必要ではないかということで設けてあります。以上でございます。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 確かに6時、お昼、夕方の放送というのは、外にいる人にとっては大変有効でありがたいという人もおりますし、私もそう思いますけれども、今言ったように、生活の様式がほとんど今一律ではないというのが現実です。それは職業が皆さん違うからですね、例えば夜中の1時、2時に帰宅をして休んでいる方もいます。みんなが同じ、昔、40年、50年前で農家の人がほとんどだということであれば、そ

ういうチャイムも有効だと思いますが、今は何せ農村人口、農家というのは、全世帯の約4分の1に減ってしまっていて約240戸ほどしかないわけですね。ですから、そういう夜勤をしている方も現実にいるということで、私にこういう手紙が来しました。

ですから、そういう苦情というのは実際には役場に来ないで、私ども議員の人に寄せられたということは、質問をしてほしいという意味で来たと思います。実際そういう苦情というのは役場には直接来れば名前がわかってしまうために、あえて来ないと思いますが、実際にチャイムに関して騒音の問題については、苦情が来ているのか、答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） ただいま坂本議員の方から質問がありました苦情の点につきましては、はがき並びに紙に書いたA4サイズの紙1枚物に書いたものの苦情は来ております、確かに。役場の方で受けております。

ただ、役場側といたしましては、防災行政無線は、やはり回覧でふだん、行政の行事とか、さまざまなことは回覧で確かにお知らせはできるわけですが、回覧板というと、やっぱり時間がかかります。急ぐ場合、やはり行政用無線は防災行政無線は必要であります。なおさら、特に必要なのは緊急の場合必要なわけです。ですから、確かに屋外子局のそばにある自宅の人につきましてはうるさいのではないかとすることは確かに理解できます。しかしながら、現在、村内の屋外子局全部で13局ありますけれども、この数で現在の音量を下げた場合、聞こえない場所がさらにふえることとなります。それを解消するには、さらに子局の数をふやして、音量を下げるとか、そういう技術的なことが必要になって、具体的に電波の調査とかしていく必要があると考えております。

いずれにしても、できるだけ苦情に対しては、役場側も対応していく必要がありますので、現在、放送時間を朝の7時と、夕方は6時というふうに時間を決めて放送してございますので、できるだけ村民の皆様の苦情というふうなとらわれ方をしないような放送の仕方にこれからも努めていきたいと考えております。

また、今回、新たに親局の修繕に伴って外ヶ浜分署、広域消防外ヶ浜分署に、外ヶ浜分署から直接放送できる遠隔制御装置を設けました。外ヶ浜分署の方からは確かに山火事用心の防止のための放送がなされております。それにつきましても、できるだけより多くの人聞いてもらえる夕方6時とか、そういうふうな時間帯にしてもらおうよう今要望していきますので、何とぞご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 子局をふやすとか、音量を下げるとかという質問ではないんです。

朝6時、こういう朝のチャイムが本当に必要なかどうかということで、実際に苦情もあるので、携帯電話を持っている人もいるし時計を持っている人もいますので、本当に必要なかどうかということでもあります。あの防災無線ですから、必要な火災とかそういうものには当然聞こえない場所があっては困るし、そういう質問をしているわけではないんですね。ですから、必要のないことを、この方はやめてほしいということなので、実際、朝の6時の放送がチャイムが、先ほど役場の判断で自主的にやっているということでしたけれども、これを再考する必要があるのではないかと感じて質問しているわけです。

それから、3回目になってしまいますので、以前に各家庭にスピーカーをつけたらどうですかという質問を、もう10年くらいになりますけれども、したことがあります。そのことについては、当時として6,000万ほどの経費がかかるということで、予算的に無理ということでやめたわけですが、このとき議会でも北海道の方に視察に行ったことがありました。でも、それは毎戸にスピーカーをつけることはやめて、消防関係の防災無線ですか、今は廃止されましたけれども、そっちの方に優先されて、結局は考えればお金がむだになってしまったという感じもしました。こういう聞こえない場所も実際、聞こえないという苦情もありますので、この毎戸にスピーカーを設置する事業ということは考えられないのか、予算的には幾らぐらいかかるのか、この点について答弁をお願いします。6時のチャイム、夜、昼のチャイムが必要でないというふうな感じもしますので、その辺も考え合わせて、答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 朝、昼、夕のチャイムにつきましては、住民の方から一方では必要でありますというふうなことも来ております。ですから、その辺は大変役場側としても難しい対応があるなというふうには考えております。いずれにしても、現在、チャイムの放送をやめるとか、そういうふうな結論までは出しておりません。

それから次に、もう一点であります、戸別受信機の設置のことでもありますけれども、これにつきましては、現在、事業費がどのぐらいかかるかということでございますけれども、約1,000世帯を想定した場合、7,900万円ほどかかる見込みであります。ただ、戸別受信機を設置した場合も、これもまた万全ではありませんで、よしあし、長所短所がありますので、その辺は戸別受信機をつけたからによって、すべて解決されるかという

ことはないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 朝のチャイムが必要だという声もあるのは当然だと思います。朝早く普通に起きる人たちにとっては都合のいい放送でもあるし、私もチャイムの音が聞こえれば、ああ6時だなということで起きる場合もありますので、これは必要だといえれば必要だし、しかし、本当に朝6時に起きなければならない人は目覚まし時計をかけることもありますので、必ずしも騒音でうるさいという人のためのことにはならないというふうにも考えられますので、ぜひもう一度真剣に役場の方でも簡単に結論を出さないうで、議論してほしいと思います。

さて、最後の……（「済みません。一つだけ加えていいでしょうか」の声あり）

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） やはり防災行政無線も機械ですので、自動車と同じでふだんからさまざまな機能につきましては、できるだけ活用していくということも考え方の中に入れていく必要はあるんじゃないかというふうには考えております。

いずれにしても、先ほども言いましたけれども、苦情とかはできるだけ出ないように放送時間帯を、できるだけ現在のその時間を守っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 今の答弁、ちょっと理解ができません。機械がどうのこうのという話は後で質問事項が3回超えてしまったので、あとは聞けませんけれども、後でまたお伺いします。

3番目の消費税の議論について村長にお伺いをいたします。

最近、増税といえば消費税率の引き上げが持ち出されてきます。今では社会保障と消費税率引き上げが一体だと言わんばかりであります。増税は消費税しか浮かばないので、余りにも短絡的です。最近では、震災復興のために消費税引き上げが必要だと真っ先に叫んだ復興会議の頭がおりました。火事場泥棒のような発想はやめてほしいものです。消費税を引き上げたら、被災者の方々が一番増税になってしまいます。低所得者ほど税率が重くなる仕組みの消費税の引き上げなど、もってのほかであります。

増税が必要なのは、大もうけをしてため込んでいる大企業の法人税の引き上げと、大金持ちの資産家に大增税をする所得税の税率を昔に戻せば済む話であります。所得税と

住民税で75%の税率が、今では約35%前後になっているからです。もともと金持ちですから、税率を高くしても残るお金はふえ続けるのが高額所得者であります。

消費税は、滞納率が最も高い税金で、滞納率が50%近い効率の悪い税金であります。消費税は支配関係の中で中小の業者は上の企業には請求すらできないことがあります。それどころか単価を切り下げられ、生きるか死ぬかの厳しい経営を余儀なくされています。多くの中小業者は消費税のために赤字でも税金を納めなければいけません。それができないと営業を続けることができなくなります。各地の商店街でシャッター通りがふえているのも消費税が原因です。日本の景気を悪くしているのが消費税ですから、このような不公平税制は直ちに廃止をし、所得税の税率を以前のように高額所得者に重くなるようにすることが必要なわけです。

世界の中でも日本の消費税率が低いことが報道されます。特にヨーロッパ諸国と比較をされますが、これらの地域は20%から25%の消費税が多いわけです。日本は5%ですから特に低いように宣伝をします。でも、中身が全く違います。ヨーロッパの消費税は食料品などにはかけられておりませんし、本当の高額でぜいたく品に高い税率がかけられているように、品目によって税率も違います。ヨーロッパ諸国と比較をしますが、税収に占める消費税の割合は約20%前後で、日本とほとんど変わりません。これも一つのからくりです。比較をする国は主にヨーロッパですが、アメリカとの比較は聞きません。これはアメリカには消費税がないからであります。都合の悪いところとの比較をしないのも二つのからくりであります。

大企業、特に輸出産業には消費税の還付がありますから、消費税の税率引き上げは、自動車など大企業にとっては大もうけの絶好のチャンスなわけです。もともと大手の大企業は、消費税はほとんど負担をしておりません。下請の中小企業に負担をさせているからです。そして、負担をしていないのに輸出の還付金を受け取るのですから、消費税様様なわけです。トヨタだけでも年間4,000億円の還付金を受けておりました。現在でも約2,000億円は下りません。もともと消費税の仕組みは、大企業が輸出還付金を受け取るように仕組みられたものです。売上税の構想のときには、企業はこぞって大反対したのが記憶にあると思います。当時の新聞も、売上税反対の大キャンペーンを敷いたものです。しかし、今では完全に消費税の引き上げの大音頭をとっているのが大手の新聞社などですから、いかにうま味があるかを証明しているわけです。

村長は、盛んにメディアで消費税引き上げが論じられておりますが、どのように考え

ているのか、答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 現在、すべての労働者の賃下げが行われております。ここ10年来ずっと下げられてばかりきました。そしてまた、年金生活者も、それに伴いまして引き下げられてきたわけでありまして。また、米価も同じであります。こういうときに消費税を増税するという事は、日本の景気をますます落ち込ませるものだと、そう思いますので、この消費税の引き上げについては、これは国民的に国民全体が反対していかなければこれは大変なことになる、私はそう思っております。

特に、3月11日の震災で、東北地方はますます厳しい環境にあるわけでありましてから、今消費税を上げるということは私はするべきじゃないと。そしてまた、やはり一刻も早い復旧、そして復興対策を国は責任を持ってやるべきだと、このように考えております。消費税の値上げについては、これは何としても反対しなきゃいけないと。国民そろって反対するべきだと、こういうふうに考えております。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 消費税の引き上げは、村の自営業者にも多大な影響を与えるわけですね。今では1,000万円以上の売り上げで消費税を納める納入業者になりますから、これは経営が赤字でも単純に1,000万円の売り上げがあれば、約100万円近い消費税の納入が義務づけられるわけです。これでは中小の経営は大変です。米農家に至っては、農協へ出荷しても消費税の支払いはありません。どのような仕掛けになっているのか、以前、農協の担当者に聞いたことがありますが、よく意味がわかりませんでした。ホタテ漁師は1,000万円以上の売り上げがありますから納税が大変だと思います。

日本の財政赤字を生み出した根本の原因を解消しないで、消費税だけを引き上げることは断じて許せません。村民の暮らしを守る上でも、消費税引き上げのデメリットを示してほしいと、村長に再度お伺いをしたいわけですが、答弁では、村長ははっきり反対であるということではありますが、よく全国の知事、首長などにアンケートなどをとれば、消費税引き上げに賛成だという意見が多数を占めるわけで、とても心配しているわけですね。それは村の財政の中にも消費税の還付という形で税収が入ってくるわけで、そのために賛成と言っていると思いますけれども、村長は、確かに反対と言いましたので、この村長の立場上、村民へあいさつする機会がたくさんあるわけですから、このように政府、財界、大手メディアが宣伝する消費税がいかに理不尽であるかということ、そ

の都度、村民の利益にならないということでお話をしていただけないものか。あなたほど村民に対してあいさつする機会を持っている人はおりませんので、この宣伝もぜひ兼ねてしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 坂本 豊議員の考え方を十分尊重して、できる限りそういう方向でいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 私は、この国政の問題である消費税の問題をあえて議会で取り上げたということは、余りにも消費税が引き上げが当然であるかのような宣伝をなされているので、ぜひこのことは全く道理がないということを村民に伝えたいからであります。消費税引き上げで村民の暮らしはますます悪くなるということを、ぜひ村長も含め、大いに宣伝して、ほかにも税収を求める道はあるということを訴えて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（木村 修君） 以上で、4番坂本 豊君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 5番 久慈省悟議員

○議長（木村 修君） 日程第2、5番久慈省悟君の質問を許します。久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 傍聴席の住民の皆さん、きょうはお忙しいところご苦勞さまです。

5番久慈省悟、質問を始めます。本日は四つほど配付されていると思いますので。

まず一番初めに、村道整備についてご質問いたします。

瀬辺地開拓道路の舗装はどのようになっているか。その1点。

また、そこの農免道路から瀬辺地駅までの途中の踏切まででございませけれども、冬期間も使用しております。拡幅工事の必要性を訴えますが、この道路は駅利用者が送迎のためのルートにもなっております。道幅は狭く、その上、右左にカーブし危険が見え隠れするルートでございませ。まして冬は滑りやすくなるために、利用者が安心・安全な道路でなくてはならないと考えませ。そのことで村長の答弁を求めませ。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 瀬辺地開拓線につきましては、まだ計画の段階ですので、恐らく若干変更はあると思ひませけれども、ことしの7月、8月に舗装は完了したい旨、報告は受けております。

また、踏切から農免までのこの2-2号線の拡幅関係なんですけれども、今後、財政状況を見きわめながら、地元の皆さんの、用地買収等も関係すると思いますので、協力をお願いしながら、ぜひ前向きに検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 今、建設課長の方から答弁がございましたが、一遍にできなくても、1年では無理でも2年とかかけてでも、あそのルートはきちんとやはり安全性を確保していただかなければ、高根の人たちも十分使って、ご利用になっているルートでございますので、その辺を強く訴えて、この件に関しては終わります。

続きまして、2番目に入ります。企業誘致についてでございます。

福島県も被災地も大変ではございます。我が蓬田村を企業誘致を全面にアピールしていくべきだという質問でございますけれども、皆さんご存じのように、福島県は原子力発電所が原子炉の放射能漏れで企業が中国に行ってしまうのではないかと、逃げていってしまうのではないかと、日本から。このようにテレビ等でも放送されているわけでございますけれども、なぜ企業が中国とか、外国に逃げていってしまうのだろう。なぜ、じゃまた日本では経営が行き届かないのかというふうに考えていけば、それは人件費という問題もございまして、まだまだ日本では規制が緩和不足でないかと、私はこのように考えます。

今、さまざまな学識者が今は非常にチャンスですと。北海道では道内を挙げて企業誘致に手を挙げている。その条件等は、無償で土地を提供すると、企業の方に。そういうふうになっているわけでございます。その一言で企業誘致といっても大変なことではございますけれども、我が村も土地を提供し、企業陣が喜ぶような規制緩和をもって、今こそ自治権の行使をし、5年、10年とか、そういった法人税を免除しますよとか、そういうふうな企業が喜ぶような政策を打ち出して、中央にどんどん村長はアピールしていくべきではないでしょうか。その件について、村長の答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 昨年度、県内の誘致企業の数の状況を見ますと、10数社というふうな状況になっております。企業誘致は、県内にかかわらずどこの県でも厳しい状況にはなっておりますけれども、だからといって、我が蓬田村も工業団地がないとかということで、ただ手をこまねいているだけでなく、やはり蓬田村にあるものを具体的に

示して、例えば蓬田村は地下水が豊富ですよと。あとそれから、災害が少ない村ですよと。あとそれから、土地は無償で貸しますよとか、あと固定資産税は10年間はかけませんよとか、そういうふうな村で思い切った措置をとってPRしていくことは必要ではないかと思っております。具体的に言いますと、村のホームページでこれらのことを、このような点をホームページの方に設けましてPRしていくということでは考えてございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） ことし春、村営住宅の建設予定地が整備されました。少なくともことしの秋ごろには10から15棟の建設に入るのではなかろうかと予想は私は持っておりますけれども、幾ら住民に住まいを提供しても、仕事がなければ話にならないんですよ。これは仕事と住まいの提供、これは一つで一つの事業なわけですよ。だから、私もこういうふうにやってもらいたい。そういう願いを込めながら賛成に回っているわけでございます。ただただに当時賛成しているわけでもございませんしね。

ですから、今総務課長が固定資産税とか、そういうのを免除どうのこうのというふうなことも答弁の中でございましたけれども、1年生の村長だったら、私はここまで申し上げませんけれども、もう4期のベテランの域の村長なわけですね。やはり私たち議員がこのように提言する前に、4期もやるようになれば、そのくらいやはり地域住民のために中小企業だけを守るのではなく、当然中小企業も行政ですから守っていかなければなりません。また一般の住民の生活のそういう、何ていうんですか、家庭みたいなところも考えていかななくてはなりませんし、一般の人には特にそういう仕事がない場合はそういう方向を十分県を通して中央に説明に行ったり、そのために出張費を多く出たといっても、我々議員も変な意味で変な考え方にはなりませんし、住民もまたそういうことに対しては苦情も出さないとします。ですから一生懸命、村挙げて村長が中心となって、今こそ行き来を、勝ち組の自治体になるような意気込みの中で頑張っていたきたい、こう強く訴えて、もう一度、村長からできれば一言欲しいんですが。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 総務課長が今具体的に説明したわけでありましてけれども、その点については、うちの方でこれから実施していきたいと、こう思っております。

ただ、今のところ、電気、あるいは自動車など非常に中央から誘致した企業が県外から出ていっているというのも事実でございます。ですから、大企業の下請とか孫請の企

業の誘致というものが非常に今面倒になってきていると、私はそういうふうを考えております。ですから、皆さんの議員との話の中でも、これからやはりどれがいいのかと、どういう方法がいいのかということを考えていくべきだと。特に私は蓬田村の農業、漁業、これらに携わる人たちの利益を得るために、それと一緒に企業、例えば食品加工とか、そういうような県内企業の誘致というものも、これから考えていかないといけないのではないかと。その方がかえって地産地消、地場産業の振興のためにもなるし、よいのではないかなというふうに考えております。とかく大手の企業、この電気自動車とか、そういう大手の企業は、景気悪くなるとさっといなくなるというのが、これは非常に我々も各市町村長も懸念しているわけでありますので、その辺はこれから十分考えて行動していかなければいけないというふうに考えております。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 村長から、ご存じのように今答弁がございましたけれども、ただ、インターネットでPRするだけではなく、やはり隣の町長さんや、また今別の町長さんと、この間も東青のサミットがあったと思いますけれども、ぜひみんなここ、蓬田村のみではできませんので、津軽海峡域のそういう人たちの力もみんなでそういうふうなことで相談をしながら進めていただければ幸いですけれども、いずれにしても、今はみんな仕事がなく困っておりますので、みんなでこの件に関しては、そういう議論の場も必要ではないかと思っておりますので、もしそういう機会があれば、もっともつとそういう議論をしていただきたいと思っております。

それでは、3番目に入りますけれども、第三セクターを民間に移管させる方向についてご質問いたします。

蓬田村行政改革集中改革プランの中に、16年度にこれはこしらえたものですが、第三セクターの統廃合、整理等の見直し、総合的な指針とありますけれども、取り組み目標は17年から21年度の5カ年なわけですね。現在、その中で紳装あたりは監査、また点検評価、情報公開の体制等は確立されておりますけれども、民営化はされていません。

なぜ私が民営化の主張をするべきだと申し上げれば、企業に対し人事や中身に、社長が村長なわけですね。ですから、そういったところに入るとかどうのこうのというのは、適切ではないかと判断いたします。そのために民営化の必要性を訴えるわけですが、村長の答弁を伺いたいと思っております。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） まず、第三セクターの意味は、国、または地方公共団体が民間と共同で出資した法人を指すわけですがけれども、我が村には、株式会社蓬田紳装並びによもぎたアシスト株式会社がございます。平成18年に蓬田村行政改革集中改革プランを策定しております、この集中改革プランの中に、第三セクターの見直しについて項目が設けられております。具体的には、株式会社蓬田紳装並びによもぎたアシスト株式会社を完全に民営化を実施する予定というふうには確かに述べております。

ただ、現在、そうすればどういふふうになったかといいますと、完全な民営化にはなっていないけれども、その理由の一つには、こちらで考えた理由の一つとしては、例えば引き受け手の問題並びに経営の状況、その辺のことがかかわってくるのではないかというふうに考えております。

いずれにしても、民間経営が望ましい、できるだけ行政の手から離れて民間の経営が望ましいというふうには考えるわけですがけれども、いずれにしても、そういう引き受け手並びに経営の状況等いろいろ考えますと、現在も民営化なされてないというふうに考えております。いずれにしても、民営化できるよう努力していくことは、これからも必要ですので、そういうふうな努力はこれからもしていくというふうに考えてございます。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 必要性は認める、努力はしていくべきだと。それでも計画の5年は過ぎてしまっているわけですね。もうことし23年度ですから、もう2年も過ぎてしまっているんですよ、課長。何が努力なさっていたのかなと疑問に思うんですけども、言葉でただしゃべっても、きちんとそういう議論の場を設けながら一步一步確実に進んでいかなければ民営化されないんですよ、課長。その辺はどう考えていたのかなと、ちょっと不思議に思ったんですけども、やはり社長が村長となれば、さまざま結局、村長も議員も選挙という形で選ばれるわけですので、中で働いている人たちが今度、何ていうんですか、圧力という言葉は使いたくはございませんけれども、そういう感じになって右往左往しなければならぬとなれば、結局せっかくミュキというブランドをバックにつけながら、ひとり立ちしているそういう企業なわけですね。当時の株主の方も本日傍聴人も見られているわけですがけれども、やはりきちっともう民間で動いている会社なんですよ、あそこは。ですから、もう村から離れてひとり立ちさせるべきだと私は考えているんですけども。だから、中で働いている人たちのことも考えれば、やはりもう社長が村長だとか、そういう次元を超えてひとり立ちさせなくてはならないと。また、

そういうふうにするために、やはり先ほどにも言いましたけれども、品質管理も低下しても、また困るわけですので、蓬田紳装といえば、縫製技術が物すごく高く評価されているわけですね。今縫製会社はさまざまあちこちで倒産したりつぶれたりしている中で、うちの蓬田の蓬田紳装というところは現に生き延びて、大企業に、大企業ではありませんけれども、200名以上も雇用を抱えている企業に成長しているわけです。そういう企業が社長が村長というのもおかしな話だなと、そうは思いませんか、総務課長、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 民営化するにも、やはり経営が安定しないことには引き受け手もないのが実情ではないかと考えます。こういうことを考えますと、いずれにしても経営状況をよくすることがまず肝心なのではないかと考えております。したがって、株式会社蓬田紳装並びによもぎたアシスト株式会社も、まず経営状況をよくするためには職員一丸となってまず収入を伸ばす必要があるわけです。その収入を伸ばして、さらに節減できるところは節減するなりして、そういう努力をして経営状況を安定しないことには、なかなかそういう民営化にはつながっていかないのではないかとというふうにご考えてございます。

いずれにしても、直接、第三セクターとはいえ、取締役会並びにそういうふうな経営を考える組織がありますので、その中で十分検討していくことは必要ですし、あと役場の方も、そういうふうな点でかかわるべき点については、その場でもって話をしていくことはできるのではないかとというふうには考えてございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 右から左、急にこのような質問をして、一つずつ進めていくにも大変だろうと思いますけれども、そういう紳装側とのお話し合いが出た場合に、やはりそういう民営化につなげていくような議論をしていただきたいと、このように思います。

それでは、最後、4番目の質問でございますけれども、防災無線のスピーカーからの音が聞こえにくい。非常に問題で改善策をお願いしたいという私の質問でございますけれども、先ほど日本共産党の豊さんの方から、必要でないチャイムとかは遠慮すべきだみたいな感じの質問がございましたけれども、3月11日の震災の日に私の家では何人か人がいました。何も聞けねなど。どんだこの無線ということなんですよね。実際、私の

家の放送がかかれば、窓をあけて声がする方に耳を傾けて、風向きがおかしい場合は全然聞こえないわけですね。非常に何しゃべったんだか困ってるな、何も聞けねんでなって、そういう感じでみんなが当時しゃべっていたんですけれども。

ですから、先日9日の日に14号の消防費の防災行政用無線親局設備の修繕事業費の中で質問しましたが、何ていうんですか、当時、総務課長は、一つ一つ調査して、スピーカーをふやしていきたいという答弁でございましたけれども、毎戸スピーカーの件、それ聞こうかなと思ったら、先ほどの豊さんの質問の中で、1,000世帯で7,900万の予算がかかるというのも聞いちゃってますので、困ったなと思っているんですけれども、何も聞くことがなく、皆回答が出てしましまして、この件に関しては終わります。どうもありがとうございました。（「済みません」の声あり）

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 先ほど私、機械、機器について、ちょっと説明不足でありましたけれども、あの防災無線も発言の趣旨は、やはりふだんから人も機械もそうですけれども、訓練というか、ふだんからいろいろな操作をして、ならしたり、そういうふうな操作をしていかないことには、いざ何かあった場合、対応できないのが多々あるわけでございますので、人に限らず、そういう防災無線の操作につきましても、いろんなふだんから訓練を兼ねてならしておくことも必要ではないかというふうな発言の趣旨です。当然その中には故障とかなないように、故障してればだめですので、その確認も含めて行うわけでございます。

それから、先ほど今回の東日本大震災の際に防災行政用無線が大変聞きにくかったということでもありますけれども、その点につきましては、昨年8月24日に、昼ころでございますけれども、雨とともに雷が発生しまして、役場の庁舎がその雷の関係で停電しました。それとともに、親局が故障しまして、修理が不可能な状況になりましたので、今回、修繕をしたわけですが、その修繕が5月20日で完成いたしまして、現在は新しいデジタル化をした親局で放送してございます。ですから、震災当時の3月11日よりはかなり聞こえる状態は改善されたのではないかと考えております。ですから、これ以上、聞こえない地点につきましては、やはり電波調査をして、どの地点が聞こえないのか確認して、子局を設けて対応していかなければならないというふうに考えております。

また、あと同時に、聞こえないことを解消するには、やはり屋外子局のほかに戸別受

信機をつければ、確かに聞こえないことにつきましてはかなり解消されるのではないかと考えております。ただ、先ほども言いましたように、戸別受信機につきましては、事業費がかかるのもそうでございますけれども、あと電気料がかかるわけです、戸別受信機は電気で動きますので。あとそれから維持管理費とか、あといろいろあるわけですが、そういうのを考えますと、まずは屋外子局の聞こえない点を調査して、今年度中にどこどこ聞こえないかをはっきりさせて、どういう計画で増設していくか、それをはっきり計画を立てていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。（「わかりました」の声あり）

○議長（木村 修君） よろしいですか。（「以上です。どうもありがとうございました」の声あり）

以上で、5番久慈省悟君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 1番 久慈修一議員

○議長（木村 修君） 日程第3、1番久慈修一君の質問を許します。久慈修一君。

○1番（久慈修一君） まず初めに、このたびの東日本大震災によりとうとい命を失った方々に対しまして哀悼の意を表しますとともに、負傷した皆さんにお見舞いを申し上げます。

国及び関係地方団体は、できるだけ早く全力を挙げて、被災した国土を復旧し、被災者が安心して生活できる環境を早くに整備することを切に期待するものであります。報道等によると、非常に遅いという感じがして、まことに残念でなりません。

さて、一般質問を始めさせていただきますが、この村議会議員選挙を通じまして、住民の皆さんからたくさんの意見をいただきました。その意見の中から、きょうは質問いたすわけでございますけれども、まず前段としまして、今回の各質問に共通する根拠を述べさせていただきます、その後に質問の各事項に入りますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

私は4月の統一選挙で村民の皆様から341票余りのやや342票に近い得票をいただき当選をさせていただきました。この場をかりて感謝申し上げます。

しかし、この得票の持つ意味というのは、極めて重大な意味を持っております。大きく分けて二つの批判票が私に対する得票になったと実感しております。

まず第1に、村政運営の根幹に関する批判であります。単なる村行政の事務的、ある

いは技術的な運営に対する批判ではございません。いわゆる地方自治体としての蓬田村の二元代表制の機能に関する批判でございます。すなわち、憲法第93条2項では、村長と議会議員は別々に直接投票で選ぶように規定されており、主権在民を唱えるこの憲法の規定の解釈では、この制度は、本来、議会議員はすべて野党的立場にあり、議会の活発な議論を通じて村長の独走を監視、抑制、あるいは同調を推進するということにその権限を発揮すべきであるというふうに書いている書物がございます。

しかし、私が選挙期間中に歩いて、ある村民は、近年の村政における村長と議会の状況は何か学芸会でもやっているのではないかと思わせると、こういうふうに申しました。つまり、初めから結論があり、そのシナリオどおりに政策の内容が決定し、事務事業が完成した暁には、みんなでお祝いするというパターンだということでもあります。こうした監視・抑制機能を議会そのものが発揮していないという批判でございます。

第2の批判として、村政の運営に当たっての公平性と透明性に関する批判であります。村民の具体的な意見を申し上げれば、公共事業の実施に関する批判、職員採用に関する批判、第三セクターの運営に関する批判等々が上げられております。村長は、これらの問題に対する村民の疑問、要望、意見に適切にこたえてこなかったのではないかと懸念するものでございます。もちろん、この第2の批判は、さきに申し上げた第1の批判にも相通じるものがあり、村長だけの責任ではございません。村議会にも住民のこうした疑問、要望、意見にこたえるべき責任があると思うのであります。

ただいまから私が質問いたします事項は、今述べてきた二つの批判に相通じるものがあります。さらには、憲法が保障する民主的な村政運営の根幹である村長と議会の二元制をないがしろにする危険性がありますので、明確に回答していただきたいのでございます。

まず、一つ目の質問でございます。

村長は、村議会選挙告示前の3月8日午後2時過ぎに、この日は村議会がありまして、その終了後の午後でございます。広瀬地区において立候補予定者の自宅を公用車で訪問し、その後、その自宅前に公用車を駐車して、村長自身がその付近の数戸の選挙人宅を訪問したという目撃情報が私には3件ありました。このときの訪問の目的は何だったのか。

第2点に、さらに、翌9日午後の同時刻にも同様に広瀬地区の北部を回ったという目撃情報があります。この日の訪問目的は何だったのか。

第3点として、職員の勤務時間内に職員が運転する公用車で来た。それでありながら特定の候補予定者への投票依頼をこの中で行ったとすれば、公職選挙法第129条、事前運動の禁止、同じく公職選挙法第136条の2、公務員の地位利用による選挙運動の禁止、同じく公職選挙法第138条、戸別訪問の禁止に違反する行為であるということを自覚していたかどうか。以上3点について回答をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） ちょっと、議長、整理しないとわからないよ。

○議長（木村 修君） 暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 今いろいろ久慈議員からご質問があったわけでありましてけれども、一つには、私としては、子供から大人まで、高齢者まで、いろいろ声かけをしたり、あるいはまた、ひとり暮らし、二人暮らしの高齢者の方々に訪ねて行って、近況を聞いたり、さまざまなことをしております。あるいはまた、田んぼで畑でお会いしますと、また声かけをしたりして話をしております。今の久慈議員の話であれば、公用車で行ったとか、あるいは議長と一緒にいったとかと言われておりますけれども、議長と行ったときには、これは公務でたしか蟹田の方へ行ったつもりですし、それから公用車で選挙運動をした覚えはございませんで、何かのこれ勘違いではないかなというふうに思います。ただ、私は日ごろから皆さんに声かけをしていることは確かでございます。ただ、それは田んぼで、あるいはまた畑でとか、あるいは戸別的に高齢者の方々に行って近況を聞いたりするということはしておりました。大体そんなものです。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 最後の公職選挙法に違反するかどうかは答えてないです。三つ質問しました。最後の公職選挙法の関係、自覚していたかどうか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） よく難しくてわからないんだけど、ふだんからそういうふうな考え方でやっておりますので、公職選挙法に違反とか、違反でないとかという、それ

は特別考えたことはございません。そういうことです。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） この問題について深く私は追求するつもりはございません。ともあれ、このとき議長は入院しておりました。議長宅には議長はおりません。そういうこともありますけれども、このような行為というのは住民に疑惑を持たせる、そういう行為だと私は思っております。冒頭申し上げたように、地方自治の根幹ということを揺るがすような行為というのは、村長として行うべきでないというのが私の意見でございます。今後、こういう法律違反まがいの行為はぜひ自重していただきたいということを要望して、この質問を終わります。

第2点です。私は、このとき村長が訪問した第1問で質問した同候補者に対して、12月の下旬から格別の支援をしてきたというふうに周りの人間から聞いております。同候補並びに運動員は、この村長の支援にこたえるために、公職選挙法に違反しても当選しようというふうに選挙運動をしたというふうにも私には考えられるわけでありまして。このたび公職選挙法違反が明るみに出て、運動員が逮捕され、本人が辞職し、そして、その後、本人が逮捕されました。私は、村長がこの村議会選挙を通じて議会における何らかの工作をしたのがこの事件の一因でないのかというふうに疑うものであります。これが事実であれば、これに伴う村長の政治的な責任、そして行政長としての道義的責任を伴うものであり、大変責任は重大だと思っております。この事件に関して、その政治的・道義的責任を感じていないかどうか、お答えを願います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 久慈議員の質問にお答えしたいと思います。

私は特定の候補に応援したことはございません。3月の最終日で私、発言したとおり、現職の議員には、全員頑張って当選してほしいということを私は発言しました。そのとき新人議員は、まだだれだれが実際選挙戦に出馬するかわかりませんでしたので、現職議員の人には頑張ってほしいということで全員にエールを送ったはずでございます。また個人的にも、一部議員に対して応援したと、こういうことはございません。それは例えば議長のことを言っているわけでありましてけれども、議長とは村長はいつも会議なんかあれば一緒に出席しますので、村長が乗っている役場の公用車と一緒に行くことはありますけれども、特別に議長に応援したということとはございません。

そしてまた、責任の所在の問題でありますけれども、これについては議員個々にやは

り責任を負うべきで、村長がどうのこうのと責任を負うべきものではないと、私はそういうふうに考えます。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） この問題は現在、警察で捜査中でございますので、今ここでその内容の審議ということをするのはできません。私は、もしこのようなことが行われているというように、今お話ししたように、もしそれがあつたとすれば、冒頭で申し上げたような議会と村長の二元代表制にかかわる抑制機能、チェック機能に重大な影響を及ぼすものであり、政治的な優位を目指すというようなことを許すことになるというふうに判断しているわけです。ですから、このような批判を受けないように、絶対にこれはやらないことだというふうに私は思うのでありますが、村長はどのように考えますか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 先ほども申したように、特定の候補には応援しておりませんので、その辺は私は久慈議員がおっしゃるような行為は私はいたしておりませんので、その辺は、万が一そういうように見られたとしたら、私の不徳のいたすところでございます。

（「はい、わかりました。続いて、第3問に入らせていただきます」の声あり）

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 私はまだ勉強不足で、1年生でございますので、第三セクターにおける村長と社長の関係がよく、事実関係が明確でないので、大変申しわけないけれども、間違っているかもしれません。私は、株式会社蓬田紳装及びよもぎたアシスト株式会社の社長の身分について、次のように理解しております。社長は、村長が選挙後就任したときに、株主総会で決定して必ず村長が選出される。したがって、社長イコール蓬田村長であるというふうに理解しております。もしこの理解に間違いがある場合は後ほどご指摘をいただきたいと思ひます。

さて、このような身分にある社長イコール村長が、選挙告示日前に株式会社蓬田紳装及びよもぎたアシスト株式会社の職員のうち、村議会議員選挙の選挙権のある職員に対して、個別に面談を行った上、特定の候補者に投票するように説得があつたというふうに私、聞いております。もし特定の候補者に投票するように説得がないとしても、この面談を行った場合、その時期、目的、その内容についてご説明を願ひたいと思ひます。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） その時期とかそういうのはちょっと私わかりませんが、私

はいつも、先ほども言ったように、第三セクターの社員については声がけをしております。そして、この売り上げとか、あるいはまた経営状況とか、さまざまなこととお話を聞いております。そしてまた、社員の人たちに対しては激励をしたり、いろんな話し合いをしております。そして、面談というのはどういうことなのか私もこの定義上面談というのはどういうんだかよくわかりませんが、いろいろ話をしていることは事実であります。これはふだん我々が雑談するようなことであって、決して、何ていうものか、選挙でどうのこうのとか、そういうことではなくて、そういう雑談の範囲だと、このように考えております。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） こういう面談というのは、いつでも言ったどうのこうのっていうことでありますけれども、例えば毎年定期的に行っているとか、1年間に何回やっているとかなんかということはあるんでしょうか。村長にお願いします。（「面談」の声あり）そうです。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） ふだんからいつも、例えばその売り上げの問題とか、あるいはまた注文の問題とか、あるいはまた、その他さまざまなこと、この労働条件がどうなっているのかと、あるいはまた子供さんたちがいれば、その子供さんたちの、何ていうのかな、保育園、あるいは小中学校の運動会とかそういうのに、ちゃんと休みとっているのかとか、いろんなことは話しております。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） そういう内容でということで、それ以上は聞きませんが、今回の選挙に限らず、あらゆる選挙の前に村長が例えば個別に面談を行うというふうになれば、憲法で国民に認められております投票の自由というものも、束縛する可能性があるわけです。できれば、村選挙が、あらゆる知事選にしても村会議員の選挙にしても、そういう選挙の機会、例えば告示1カ月、2カ月前であったら自粛するというのも私は一つの方法だと思うんですが、そういうことをお考えになったことはございませんでしょうか、村長にお伺いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） いろいろ難しい問題でして、私は例えば、知事が来ればその街頭演説をしたり、いろいろやっています。その立場立場でいろいろ考えなきゃいけないこ

ともございますでしょうけれども、もしも、そういうぐあいに受け取られたとすれば、これは私の反省するところでございますので、十分今後気をつけていきたいと。ただ、日ごろからそういうぐあいに声かけをしていると。さまざまな地域住民もちろんですけども、社員についてもいろいろお話は聞いているということは、そのとおりでございます。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 今、ちょっとすれ違いで面談という言葉と、常に声かけするというのと、ちょっと理解が深まらないので、この辺の問題はここまでにして、次の4番目の質問に入らせていただきます。

平成21年の10月30日執行の蓬田村長選挙、その後に蓬田紳装のある職員が降格降給の処分を受けたというふうに私は選挙期間中聞いております。降格降給処分を行った場合、その内容がわかる資料を提出していただきたい。もし、提出・提示できない場合は、時期、処分の内容、処分の理由をご説明願いたいと思います。村長にお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） この紳装の経営、人事も入りますけれども、経営については、この取締役、そして課長等の会議の中で決定されているわけでありまして。ですから、私はこの紳装に任せるべきだと。そして、議員がやはり関与するべきではないと私はこのように考えます。先ほども一議員から言われたとおり、やはりこれからは独立性を保たせるべきだと、こういうふうを考えておりますので、ひとつこの辺は新しい時代に入っていくんだということを理解していただいて、民営化へ入っていくんだと。できれば民営化へ入っていくんだと。完全民営化へ入っていくんだということを考えれば、私はその方がよいのではないかなというふうに感じております。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） ただいま決定に当たっては取締役会、課長会議に任せるべきだということでございますけれども、私の考え方でいきますと、村が90%以上出資している第三セクター、先ほどこれは何回も出てきております。そうしますと、法律上は会社法並びに労働基準法の適用を受けている民間企業体、事業体であるわけです。もちろん蓬田紳装の場合は90%出資しており、社長が村長であるというふうになっておりますから、その経営及び労務管理の責任者は、当然村長になるわけでありまして。その村長が法を守り、その企業体を管理・監督するという責任も持つべきだと私は思うんでありますが、

そこはどのように考えておりますか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 今までであれば、どちらかというところ、会社任せだと、こういうぐあいに来た経過がございます。しかしながら、ここ1年ちょっとですか、1年半ぐらいですか、の間にはやはり村長イコール社長ですから責任があるということで、私も今そのように社の中で発言をしているところでございます。

さて、久慈議員の質問もよくわかりますけれども、やはりこの問題については機構改革をするべきだということで課の設置、あるいはそういう組織系統をちゃんとやっていこうということで今、これは機構改革の一環としてやったことであって、特別に一部の人のみをにらんでやったということではございません。上がった人もあるし下がった人もあるし、給料あるいは職制も、そういうぐあいにさまざまなバランスを調整してやったわけでありまして。特にうちの方は人数が多いものですから、なかなか人事管理がうまくいかなかった点がございますので、その辺は村長である社長が目を届かなかったと。今後はそういうことのないようにちゃんとやっていかなきゃいけないだろうと、このように考えております。一つは、とにかく機構改革をして組織的にちゃんとやっていくと、こういうことでございますので、その辺何とぞご理解いただきたいと思っております。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） ただいまの説明ですと、機構改革に伴う降格降給に当たる処分だったというふうに答弁いただいたわけですが、一つだけ私確認したいのは、この降給、民間企業体においては労働基準法が適用になるわけでありまして。この労働基準法第91条の中には、制裁規定の制限という条項がございます。その中を少しだけ読ませていただければ、第91条では、就業規則で労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、その減給は1回の額が平均賃金の1日分の半分を超え、総額が1賃金支払期間における賃金の総額のうち10分の1を超えてはならないというふうに労働基準法では規定しているわけです。紳装自体がその制裁規定、就業規則の中でその制裁規定というのを定めているかどうか、これは私ちょっと確認できませんけれども、この法の意味するところは、そういう制裁規定でもし減給を行うという場合は、1日の半額以上はだめだよと。それから1賃金支払期ですから、月給であれば10分の1を超えてはいけませんよという規定があるわけです。90%以上の第三セクター、すなわち村の企業体がそういう法律を無視した降格降給をやるということは、これは許されないと私は思うわけでありま

す。今の答弁を聞きますと、その内容については把握をしていないというふうに回答が出ると思いますので、今後、ここを十分注意して読んでいただいて、このようなことが行われたのか、ならないのか、判断いただきたいというのがこの質問の趣旨でございます。以上でこの質問は終わります。

第5点の、公正な選挙を施行するための対応についてご質問いたします。

蓬田村においては、前々回、ちょっと年度では私書いてきませんでしたけれども、前回のその前の統一選挙、そして今回の統一選挙と、近年2度にわたり逮捕者が出てしまいました。これを見ますと、選挙における買収行為が常態化してしまっていて、立候補者はもちろん、一部有権者もお金をもらうことに対して違法性を全くとは言いませんが、著しく軽視していると。罪の意識を軽視していることを感じさせます。

村長は一村独立を目指して、市町村合併もせず、小さくても誇りのある村づくりを目指していきたいということで頑張っておられます。村内外の人からも蓬田村は小さくても頑張っていると、よくやっているという評価を時々耳にしております。それに対して私も蓬田一村民として自負してきたわけであります。

しかし、このような事態がたび重なるということは、村民、特に若い人たちが萎縮してしまう。そして将来、村政に興味をなくしてしまう、ひいては、それが人材流出やUターンであります故郷に対する愛着心を失うということにもつながらないだろうか。それが最終的には村の衰退の原因にならないのかというふうに私は非常に心配しております。

そこで、もう一度民主主義の原点に立ち返って、公正な選挙を実現することによって、蓬田村民の名誉と誇りを内外に取り戻すように、さらには、将来の蓬田村発展のために何らかの対策を立てていきたいというのが私の質問であります。総務課長にお願いいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） お答えいたします。

明るい選挙の実現のために、村選挙管理委員会としては、以前から成人式等で「明るい選挙運動」についてのパンフレットは配布してきております。これからもこのような啓発活動は進めていくというふうに考えております。

それから、これらの啓発活動に加えて、具体的には現在、蓬田村には「明るい選挙推進協議会」がございません、組織されてございません。県内でもこのような組織が組織

されていない市町村がまず二つの村ぐらいというふうに記憶してございます。

いずれにしても、この「明るい選挙推進協議会」の組織は、自治会、PTA、婦人会、あと教育委員会の方も関係してきますけれども、これらの各団体をメンバーにして組織していく予定でございます。いずれにしても、今年度中の早い時期に組織するというところで現在、進めておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 私も今、自分でも実務経験がございましたので、村のその「明るい選挙推進協議会」というものは、この際必要でないかということで、県内でないところは何ぼあるのかというふうに次聞こうとは思っていましたが、二つぐらいだということでございます。ぜひそれは実現していただきたいと思います。

私は、今回の統一選挙に関する選挙違反が毎日のように—— ちょっと言葉が過ぎるのかも—— のように新聞、私、東奥日報とってますが、新聞、毎日表面化しております。これまでやっぱりただ表面化してこなかっただけではないかなというふうな印象を持つわけでありまして、その範囲が我が村だけに限らず、南部、いわゆる南部、津軽というふうな形でどこでも起きている。むつでも起きている。

ということは、県選挙管理委員会、それから市町村選挙管理委員会、これらがともに手を携えて対策を協議する必要があるのではないかと。特に、選ぶ者だけではなくて、また選ばれる者の意識改革というものを図ることが、有効な対策を検討する上で大変必要であるということでもあります。できれば、このことによって、あすの蓬田村の発展を踏みにじらないように、ぜひこれを推進していただくように要望して、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、1番久慈修一君の質問を終わります。

日程第4 一般質問 3番 森 弘美議員

○議長（木村 修君） 日程第4、3番森 弘美君の質問を許します。森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 一つ質問を聞きたいと思っています。

阿弥陀川の幹線道路は、非常に今の工事、新幹線工事、また、阿弥陀川住宅土木工事のために傷んでいるわけです。この補修工事は住宅工事終了後に行うのか。また、いつごろどの程度の補修にするのか、ひとつ聞きたいです。

また、これに伴って、新幹線工事はその後も工事があります。補修工事について村で

は業者と契約書とか交わしているんですか。この二つをお聞きしたいと思います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） まず第1点目の、村営住宅の造成工事の関係の補修ですけれども、一応今の6月の末から7月上旬にかけて土砂運搬が終了する予定になっております。それが終了すれば、運搬業者がパトロールをして、原状に復帰するというふうにしております。ただ、パトロールしても、業者さんの今までの例からいきますと、若干見落とししたりしている部分もありますので、その辺、地元の一応地域の皆さんから意見を伺ったりして、これは原状に復帰するという形で対応していきたいと、こう思っております。

それから、新幹線関係、これは阿弥陀高架橋の工事は、平成25年一応7月で終了の計画となっております。終了すれば、すべて破損箇所は補修するという事で確認をしております。

なお、契約書は、村はとっておりません。公営住宅関係は落札業者と運搬業者、それから新幹線に関しましては、運輸機構と運搬業者が契約を交わしております。以上でございます。（「わかりました。以上です」の声あり）

○議長（木村 修君） 以上で、3番森 弘美君の質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前11時22分 散会

上記会議の経過は、事務局長川崎清春が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員